にっぽん再構築
第5部 子供が危ない・番外編
産経新聞
平成28年(2016年)12月9日 金曜日

母親支援、現金支給より復職後押し

パリ第1大学准教授 アンゲラ・グロイリッヒ氏

欧州ではフランスと北欧諸国が、合計特殊出生率（女性が生涯に産む子供の数の平均）で人口維持に必要な「2・1」に近い水準を維持している。いずれの国でも1990年代に下落したが、約10年で復活させた。育児手当の充実にとどまらず、女性の雇用推進、男女格差の解消など、さまざまな政策を組み合わせたことが奏功した。

一方、ドイツやイタリア、東欧諸国では合計特殊出生率が1・4前後に低迷する。これらの国の母親支援は現金支給に偏る。特にドイツは寛容な出生、育児手当を支給しているのに出生率に反映しない。女性たちは「キャリアか家庭か」の選択を迫られるからだ。多くの女性は産後、パート労働に切り替える。高学歴の女性は子供を産む時期を遅らせるか、産まない。

日本はドイツと似ているように見える。女性は家族を持とうとしたら、仕事をいったん辞めないといけない。妻が専業主婦になり、夫の稼ぎに頼れば、2人目を産む余裕がなくなる。

家族政策は、子育てと仕事の両立を可能にする制度作りが大切だ。フランスで、3歳以上の子供は就学前教育を行う全日制の「保育学校」に通う。スウェーデンでは育児休業中は賃金の8割に相当する手当が支給され、父親も育休をとれば支給期間が延びる。父親の育児参加が進めば、母親の職場復帰も進む。

働く女性を支援する利点は人口増加にとどまらない。貧困家庭を減らし、税収を増やすことにもなる。

（三井美奈）

1979年、ドイツ・ミュンヘン生まれ。ドイツのマクロ経済・景気動向研究所、フランス国立人口統計学研究所の研究員を経て、2011年から現職。経済協力開発機構（OECD）、世界銀行でコンサルタントを歴任。専門は経済学、人口学。

水泳授業はプロの指導に任せて

日本スイミングクラブ協会専務理事 渋谷俊一氏

小、中、高校の学校現場で、子供たちの泳ぐ場が確実に減少してきている。正直なところ、子供はスイミングクラブに通わなければ泳ぎがまともにできないような状況になっている。

残念なことだが、学校にプールを設置する義務はない。実際、文部科学省の小学校学習指導要領に「適切な水泳場の確保が困難な場合には取り扱わないことができる」と明記されており、これが問題点だ。国が水泳を必須教育の一つとして確立しなければ前へ進まないだろう。

水泳教育が多くの矛盾を抱える中、私たちは今、指導者育成に力を入れている。日本体育協会公認の「水泳教師」資格は、商業スポーツ施設などで指導に従事する資格で、いわばプロの水泳指導者資格だ。

今の小中の学校現場で「水難事故がなくなるよう、教員はもっと勉強を」というのは困難だ。餅は餅屋で、水泳のことは専門の指導者に任せてもらうのも選択肢の一つではないか。

警察庁によると、今年7～8月の水難事故発生件数は614件。死者・行方不明者は304人に上り、発生場所は魚釣り中が最も多く、79人が命を落としている。もし泳力がきちんと身についていれば助かった命もあっただろう。

また、誤って水に落ちて溺れる事故の多くは、衣服を着ている状態で起こることが多い。多くのスイミングクラブでは「着衣水泳」を導入している。水にぬれたときの衣服の状態や動きにくさを知ること。また、膨らませたポリ袋やペットボトルの助けを借りながら水に浮く方法を学ぶことで、いざというときに全く違う対処ができる。

人の暮らしと水は切っても切り離せない関係だ。海に囲まれた日本で「国民全員が泳げて、水難事故がゼロになる」よう強く願う。

（西沢綾里）

（桐原正道撮影）

しぶや・しゅんいち　昭和25年、新潟県生まれ。長岡工業高時代に部活動で水泳を始め、高校卒業後、総合スポーツ施設「東京アスレティッククラブ」に入社し水泳指導に従事。平成19年、日本スイミングクラブ協会専務理事に就任。21年から日本水泳連盟理事も務める。

鉛筆・箸 技能低下は大人の問題

目白大名誉教授 谷田貝公昭氏

子供たちの多くが鉛筆や箸を正しく使えていない。ナイフで鉛筆を削れないのは、今や驚くべきことではない。一方で、電車の中で、幼い子供が上手にスマートフォンの画面を操作している場面を目にすることがある。大人の動きを見て、動作をまねているのだ。子供から学ぶ能力が失われたわけではない。

子供の生活技能の低下は、大人の問題として理解することが重要だ。

私が代表を務めるNPO法人「子どもの生活科学研究会」で昨年、調査したところ、ナイフを使って鉛筆削りをした経験がある子供（3～17歳）は、各年齢で0～2・1％しかいない。

子供の生活からナイフを遠ざけているのは大人だ。確かに、誤って指を切ってしまうかもしれない。電動鉛筆削りやシャープペンシルの方が便利だろう。

しかし、その代償は大きい。刃をどう動かすのか、力加減はどうしたらいいのか、使ってみなければ分からない。小さなけがは子供の勲章と考えてもらいたい。ナイフで傷つけてしまった指先の痛みから慎重さを学び、大けがを回避できる素地ができるのである。

もちろん、時代的な背景もある。家電の進化や、外食の日常化など、便利になるほど手を動かす必要はなくなる。だが、災害時、洗濯機が動かなければ手で洗い絞らなければならない。缶切りを使って缶詰を開けられるだろうか。手指の能力は人を自立させる「生きる力」なのだ。

子供に手指の器用さを身につけさせるのは、危機管理でもある。大人は、親は、そこまで考えてもらいたい。食器洗いや料理など手伝いを子供の日常に取り入れるだけでいい。一朝一夕に身につけられるものではないが、その地道な継続が子供の能力を育てるのである。

（玉崎栄次）

（酒巻俊介撮影）

やたがい・まさあき　昭和18年、栃木県生まれ。玉川大文学部卒。専門は保育学。鎌倉女子大教授などを経て、目白大教授。平成26年に退任。教育関係者らでつくるNPO法人「子どもの生活科学研究会」代表を務める。著書に「不器用っ子が増えている」など多数。

虐待防止へ情報共有の法制化を

弁護士 後藤啓二氏

以前、医師から「虐待を受けた疑いのある女児がいるが、児童相談所が対応しない」と相談を受けた。女児は生後約3カ月で頭に重傷を負い、集中治療室で治療を受けていた。医師は一時保護をしないと女児が命の危険にさらされると思ったという。私も児相に訴え、ようやく職員が動いたのは約1週間後。遅れた理由は「忙しかった」だった。

同様の相談は少なくない。厚生労働省は指針で、通報から48時間以内の安全確認を求めているが、これが児相の現実だ。

子供を守るためには、家庭での虐待は児相が、学校内のいじめは学校が、地域社会では警察が責任を負うが、各機関には縦割り意識が強い。こうした事態を改めるため、平成26年夏から、児相と警察の情報共有の法制化を求める署名活動を行い要望を繰り返してきたが、実現していない。

児相の対応が遅いのは、人手不足が要因との指摘がある。虐待通報に対し、警察と分担して家庭訪問の回数を増やせば負担軽減になるはずだが、児相は連携を嫌がる。「警察が介入すると親の拒否反応が増す」「親子関係を正常に戻すのがゴールだから」というのが理由のようだ。

理想を掲げるのはいいが、結果の重大性に対する考えが欠如している。ドメスティックバイオレンス（DV）やストーカー被害では、当事者や親が立ち上がり、警察当局へ訴えることができる。だが、児童虐待では親の多くが加害者。子供は声を上げられない。

欧米では日本の児相に当たる部局と警察は当然のように連携している。国内でも自治体によって動きもみられるが、各機関が持てる機能を最大限に発揮するためには情報共有を義務付ける法整備が急務だ。

（伊藤弘一郎、写真も）

ごとう・けいじ　昭和34年、神戸市生まれ。57年、東大法卒、警察庁入庁。平成4年、司法試験合格。大阪府警生活安全部長、内閣参事官などを歴任し17年に退官。20年、後藤コンプライアンス法律事務所設立。児童虐待問題に取り組むNPO法人「シンクキッズ」代表を務める。